

中国国連代表部への抗議声明の提出及び国連勧告の無効宣言実施に関する意見書

近年の国連の場における中国国連代表部による「沖縄の人々を先住民族」とする不当な発言は、沖縄の主権を危機に晒すものであり、その意図は看過できない。

当議会は、2015 年 12 月議会において国連人権理事会、国連人種差別撤廃委員会、国連脱植民地化特別委員会、国連先住民族会議に対し、「「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める決議」を提出した。また、外務省、内閣総理大臣、沖縄県知事に対しても「「国連各委員会の「沖縄県民は日本の先住民族」という認識を改め、勧告の撤回を求める意見書」を提出した。さらに、2016 年 6 月当議会議員がスイス・ジュネーブに赴き、国連人権理事会にて勧告の撤回を求めるスピーチを行い、国際社会に訴えてきたことから、沖縄県民の代表である知事に対し、次の事項を直ちに実施するよう強く要請する。

記

1. 中国国連代表部への抗議声明の提出：中国国連代表による不当発言に対し、「沖縄県民は日本国民であり、発言は内政干渉である」と明確に主張する公式の抗議声明を速やかに提出すること。
2. 国連勧告の無効宣言の実施：国連の「沖縄の人々を先住民族とする勧告」は沖縄の実態と民意に反するとして、その正当性が全くないことを公的に宣言し、この勧告の無効宣言を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和7年12月18日

沖縄県豊見城市議会

宛先

沖縄県知事